

クリエイティヴ・ワインファンド シリーズ2

契約締結前書面

2011年 月 日

株式会社 ヴァンネット

## 投資家の皆様へ

1. 本書面は、「金融商品取引法」第37条の3の規定により、金融商品取引契約の締結等をしようとする投資家に契約が成立するまでの間に交付するために作成されたものです。本書面を熟読の上、内容を良くご理解下さい。
2. 本ワイン投資ファンドは、銘醸ワインを買付け、熟成させながら需給バランスの変動等による価格上昇後の売却益を追求できる仕組みですが、収益は大きく変動することがあり、元本や収益が保証されているものではありません。また、運用成績次第では元本が全く償還されない可能性もあります。ワイン投資ファンドの特徴とリスクを良くご理解の上、投資をご検討ください。
3. 本ワイン投資ファンドは、主にフランス共和国で生産される銘醸ワインに投資し、資産のほぼ全額をユーロ建てで運用します。銘醸ワインの価格動向や為替相場は、内外の政治情勢、経済動向、天候や作柄その他様々な要因により変動するため、価格変動や相場変動により収益・損失が増減するなどの影響を受けます。
4. 銘醸ワインの買付・売却先等本ワイン投資ファンドの取引関連者が倒産した場合、取引に伴う資金の一部または全額の回収ができない場合があります。
5. 本ワイン投資ファンドは、運用開始後に出資金総額をユーロに転換し、以後すべてユーロ建てないしスイスフラン建てで取引を行い、償還金支払いもユーロ建てで行います。
6. 投資家に負担いただく手数料、報酬及び費用等の概要は次の通りです。
  - (1) 申込手数料 出資金額の3.15% (消費税込み)
  - (2) 運用開始後、匿名組合の財産から負担する費用等 (別途消費税がかかります)
    - ① 組合運営報酬 毎年期首 (初年度は運用開始月) にユーロ転換後の出資金額の1.75% (年率)
    - ② 成功報酬 決算期末時点で、その年の組合運営に関連する費用 (成功報酬控除前) を超える年間実現利益に対して20%
    - ③ その他の費用 上記以外に、ワインの買付・売却に係るネゴシアン等への手数料、銀行保証料、ワインの引取運賃や保管に係る倉敷料・保険料、ワインの鑑定報酬、弁護士・会計士に対する報酬、送金等に係る銀行手数料など匿名組合運営上必要となる費用並びにフランス共和国等で発生する取引に係る付加価値税。これらの費用は取引の状況、ワインの保管本数・期間、ワインの価値、取引回数などにより異なるため、費用や合計額を表示できません。
  - (3) 中途解約及び買取り時は、運用開始からの経過期間に応じて、営業者に対し次の手数料がかかります、この手数料は解約償還金又は買取り金額から差し引かれます。
    - ① 3年以内の解約 解約元本の3.15% (消費税込み)
    - ② 3年超5年以内の解約 解約元本の2.10% (消費税込み)
7. 本ワイン投資ファンドは、営業者の書面による事前承認に基づく他の投資家への譲渡を除き、他の投資家に直接譲渡できません。又、営業者の書面による事前の承認がない場合は、第三者のために担保を提供することもできません。
8. 本ワイン投資ファンドでは、クーリング・オフ制度を採用しております。

## 目 次

<b>A 募集の概要</b>	<b>P . 1</b>
<b>B 本ワイン投資ファンドの概要</b>	<b>P . 2 ~ P . 6</b>
1. 設定形態	P . 2
2. 契約形態	P . 2
3. 運用形態	P . 2
4. 本ワイン投資ファンドの特色	P . 2
5. 運用開始日及び運用終了日	P . 2
6. 契約期間	P . 2
7. 決算日及び計算期間	P . 2
8. 取引の仕組み	P . 2
9. 運用の方針	P . 2
10. 投資対象	P . 3
11. 配当方針	P . 3
12. 費用	P . 3
13. 運用状況報告	P . 4
14. 資産評価	P . 4
15. 償還及び繰上償還	P . 4
16. 譲渡に関する事項	P . 4
17. 中途解約及び買取り	P . 5
18. 裁判管轄権	P . 5
19. 投資家の権利及び責任の範囲に関する事項	P . 5
20. 書類の閲覧	P . 6
21. 公租公課	P . 6
22. 個人情報の取扱い及び利用目的の特定	P . 6
<b>C 本ワイン投資ファンドの組織図</b>	<b>P . 7</b>
<b>D 本ワイン投資ファンドの構成員</b>	<b>P . 8</b>
1. 金融商品取引業者の概要	P . 8
2. ワイン投資ファンド運用業者（営業者）	P . 8
<b>E リスク・ディスクロージャー・ステイトメント</b>	<b>P . 9</b>
<b>連絡先</b>	<b>P . 9</b>
<b>取扱場所</b>	<b>P . 9</b>

## A 募集の概要

### 1. 商品ファンド名

クリエイティヴ・ワインファンド シリーズ2

### 2. 募集（予定）総額及び口数

2億5千万円（2,500口）を上限とし、上限に達し次第、募集を終了します。

募集開始後の資産総額が出資申込の取り下げにより大幅に減少した場合には、運用開始を取り止めることがあります。その際は、出資金を速やかに出資者（以下「投資家」という）にお返しいたします。

### 3. 募集単位 1口10万円として、最低10口（100万円）以上10口単位でお申し込みいただけます。

### 4. 申込手数料

出資金額に対して3.15%の申込手数料（消費税込み）を、出資金額払込みと同時に、同一口座に払い込んでいただけます。

### 5. 募集期間

12月12日

募集期間は、2011年10月3日から2011年~~11月30日迄~~です。但し、募集予定総額に達しない場合には募集期間を延長することがあります。

### 6. 申込方法、申込期限及び申込取扱場所

申込の際は、上記募集期間中に「クリエイティヴ・ワインファンド シリーズ2 申込書（提出用）」に署名・捺印し、別途指定する「本人確認書類」及び「送金先等指定申出書」と共に、直接金融商品取引業者へ提出していただきます。

### 7. 払込方法及び払込期間

- (1) 出資金額（申込手数料を含む）は、本ワイン投資ファンドの営業者である株式会社ヴァンネットが指定する下記口座に全額を払い込んでいただきます。

名 義 人：	(クリエイティヴ・ワインファンド シリーズ2) クリエイティヴ・ワインファンド シリーズ2
住 所：	東京都品川区大崎4丁目1番2号
電 話：	(03) 5436-1860
銀 行 名：	三菱東京UFJ銀行 五反田駅前支店（東京都品川区西五反田2丁目19番3号）
口 座 番 号：	普通預金口座：3020997

尚、上記金融機関及び口座にて、営業者の自己その他の財産と区別して分別管理を行います。

- (2) 払込日は2011年~~11月30日迄~~<sup>12月12日</sup>で、同日迄の上記口座への着金が必要です。但し、上記「5. 募集期間」の延長に伴い、払込期間を延長することがあります。

### 8. 財産の管理の方法など

- (1) 匿名組合契約に基づく投資家から本ワイン投資ファンドへの出資金は、営業者の自己のその他の財産と区別して銀行等の金融機関に預託します。
- (2) 営業者にとって本ワイン投資ファンドは新設のファンドであり、初回募集のため、分別管理すべき財産はありません。

### 9. 契約締結時交付書面

ご契約の際には、金融商品取引法第37条の4に規定される契約締結時交付書面を良くお読みください。

### 10. クーリング・オフ

「契約締結時交付書面」の交付日から起算して10日を経過する迄の間、書面により契約を解除できます。契約の解除は、投資家はその書面を発した日に効力を生じます。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。尚、投資家が出資金（申込手数料を含む）をお支払済の場合、全額を速やかにお返しいたしますが、出資金を返却するまでの間の金利はお支払いしません。送金手数料は投資家の負担といたします。又、法制度上、投資家が営業の為又は営業としてのご契約については、クーリング・オフは適用されません。

### 11. 金融商品取引業協会加入の有無 金融商品取引業協会には加入しておりません。

### 12. 追加募集の有無 本ワイン投資ファンドは、追加募集を行いません。

## B 本ワイン投資ファンドの概要

### 1. 設定形態

本ワイン投資ファンドは、日本国商法に基づく匿名組合型の商品ファンドです。

### 2. 契約形態

#### (1) 契約の種類

本ワイン投資ファンドに関して投資家が締結する契約の種類は、匿名組合契約となります。

#### (2) 契約の相手方及び契約方法

投資家は、営業者である株式会社 ヴァンネット（以下「営業者」という）と匿名組合契約を締結していただきます。

#### (3) 匿名組合契約に係る法令

日本の商法第535条に基づく匿名組合契約です。匿名組合契約は営業者と投資家との間で締結されるもので、当事者の一方（匿名組合員）が相手方（営業者）の営業の為に出资し、その営業から生じる利益の分配を受ける契約です。投資家としての権利と責任については、後述の「19. 投資家の権利及び責任の範囲に関する事項」をご参照下さい。

又、金融商品取引業者が顧客に対し交付する各種書面及び不当な勧誘等の禁止等の行為については、金融商品取引法の規定に基づいて、行為規制を受けております。

#### (4) 契約変更の手続き及び開示方法

投資家と営業者で締結した「匿名組合契約」の事実を記載した本書面の内容を変更する場合は、書面をもって通知します。

### 3. 運用形態

本ワイン投資ファンドは、フランス共和国において既に熟成し瓶詰め保管された優良なワイン、ないし熟成・瓶詰保管後に販売を予定する熟成期間中（プリムール）のワイン（以下「銘醸ワイン」という。）を買付け、市場動向に基づき、海外において販売を行うワインに投資する運用形態をとる現物ファンドです。

### 4. 本ワイン投資ファンドの特色

資産の総額を営業者の厳格なる管理の下、フランス共和国ボルドー地方をはじめとした銘醸ワインに投資し、好収益を目指します。又、中途解約は運用開始日より1年経過日以降の毎四半期末日（休日の場合、直前営業日）を解約基準日とし、可能です。（詳細については、後述の17参照）

### 5. 運用開始日及び運用終了日

当該募集期間の最終日から10日を経た日から運用を開始いたします（休日の場合、翌営業日）。但し、募集状況により運用が開始できないことがあります。運用終了日は投資家との契約期間の最終日です。

### 6. 契約期間

匿名組合契約締結日より2018年9月30日迄の期間です。

### 7. 決算日及び計算期間

毎年9月30日を決算日とし、計算期間は毎年10月1日から翌年9月30日迄の1年間とします。但し、初年度は運用開始日より2012年9月30日迄とし、又、最終年度は2018年9月30日以前に償還された場合はその償還日迄とします。

### 8. 取引の仕組み

匿名組合契約に基づき投資家から営業者に出資された資金で、フランス共和国ボルドー市の登録ネゴシアン等を通じて、同国ボルドー地方をはじめとした既に熟成し瓶詰め保管された優良なワイン、ないし熟成・瓶詰保管後に販売を予定する熟成期間中（プリムール）のワインを買付け、市場動向に基づき、海外において販売を行います。

### 9. 運用の方針

#### (1) 運用の方針及び方法

営業者は、匿名組合契約に基づく投資家から本ワイン投資ファンドへの出資総額を、運用開始後に全額ユーロに転換し、以後の運用を図ります。従いまして、運用開始後は原則として、収益・費用（出資時の申込手数料を除く）・償還時（中途解約及び買取り時を含む）の精算はユーロ建てで行うものとします。また営業者は、前述のユーロ転換後

の出資総額から運用期間中の営業者に支払う組合管理運営手数料（ユーロ転換後の出資総額×（1.75%/年）×6年10ヵ月分）を差し引いた金額（以下「当初運用資産」という。）のうち、営業者の決めた一定割合の運用を、次のような方針及び方法で行います。

①銘醸ワインへの投資

再販マーケットにてフランス共和国の銘醸ワイン等に投資し、価額の上昇を待って、売却し収益を図ります。

②プリムールワインへの投資

上記①同様に、営業者は、フランス共和国において熟成期間中であるプリムールワインについて、その生産者（以下「シャトー」という）から一括買付を行う業者（以下「クルティエ」という）を通じて買付けることができる業者（以下「ネゴシアン」という）に委託して、フランス共和国ボルドー地方のプリムールワイン等に投資し、時の経過を経て、そのプリムールワインの供給量が減少した後、価額の上昇を待って、売却して収益を図ります。

(2) 資金の借入

営業者は、フランス共和国における付加価値税等の一時的な税負担を賄う、若しくは、ファンドの運用成果をより効率よく挙げるために、有望な銘醸ワインを早急に確保する等の目的で、買付けたワイン在庫の前期末における時価評価額の50%を超えない範囲で借入を行うことができるものとします。又、この時ワイン在庫を担保の用に供することがあります。

(3) 当初運用資産残額の運用

(1)の当初運用資産の残額は、解約手続き費用の仮払いに充当する場合があります。これらの場合以外は、銀行口座に預金しておきます。

(4) 運用の中止

純資産額が中途解約等によって減少し、営業者が運用の継続が困難であると判断した場合は、運用を運用期間の途中において中止することがあります。

## 10. 投資対象

投資対象とするワインは、次のような再販マーケットの存在する銘醸ワインと熟成期間中にあるワインです。

(1) 再販マーケットの存在する次のタイプの銘醸ワイン

シャトー・ラフィット・ロートシルト、シャトー・マルゴー、シャトー・ラトゥール、シャトー・ムートン・ロートシルト、シャトー・オー・ブリオン等の優良なワイン並びに有望と見込まれるワイン

(2) 熟成期間中のフランスワイン

尚、ワインの現物取引以外のものについては、原則として、投資対象には組み入れません。

## 11. 配当方針

投資ワインの全部又は一部の売却等により利益が生じた場合は、今後の再投資に向けた資金確保を考慮の上、必要相当額を除いた余剰金を原資として、毎年1回、投資家の持分比率に応じて配当を行います。配当額は利益を限度として、営業者が決定します。但し、営業者の判断で配当を見送る場合があります。配当は、決算日（運用終了日を除きます。）から3ヵ月以内に投資家が予め指定する銀行口座にユーロ建てで送金することにより支払います。

## 12. 費用

(1) 出資申込みの際にいただく費用

営業者である株式会社 ヴァンネットに対して、出資金額に対して3.15%を乗じた金額を、申込手数料（消費税込み）として出資金額払込みと同時に営業者指定の金融機関口座にお支払いいただきます。

(2) 運用開始後にいただく費用

下記費用については、別途消費税をご負担いただきます。

①組合運営報酬

当該費用は、運用開始後の毎年期首（10月）に、ユーロ転換後の出資金額に対して年1.75%の割合を乗じた金額相当額を、営業者である株式会社 ヴァンネットに組合運営報酬として支払うためのものであり、当該報酬額の支払いに充てるため運用資産額から控除します。又、初年度は2011年12月（※募集期間の延長により変更する場合があります。）に控除（運用月数に応じて組合運営報酬の1.75%を月割りで算出します。）いたします。

組合運営報酬の算出式：ユーロ転換後の出資金×1.75%÷12ヵ月×運用月数
---------------------------------------

②成功報酬

当該費用は、営業者である株式会社 ヴァンネットに、毎年匿名組合の決算期末時点で、その年の組合運営に関する費用（成功報酬控除前）を超える年間実現利益に対して20%を成功報酬として支払うためのものです。

実現利益の算出式：期中のワインの売却益\* - (組合運営報酬 + 後述③の経費) - 期末ワイン在庫の含み損  
\*ワインの売上代金から仕入原価を差し引いた金額

但し、本ワイン投資ファンドが含み損を抱える場合は、投資ワインの一部を売却することにより生じた利益金額から当該含み損相当額を控除して「年間実現利益」を算出するものとします。

#### ③その他の期中経費

匿名組合運営に際して、次の費用が発生しますので、その支払に充てるため運用資産額から控除します。フランス共和国内での取引については、付加価値税の負担が別途生じます。

- a. ワインの買付・売却に係るネゴシアン等への手数料
- b. 買付けたプリームールワインの現物引き取り迄の期間に係る銀行保証料
- c. ワインの保管に係る倉敷料、保険料
- d. 買付けワインの引き取り運賃等の費用
- e. ワインの鑑定報酬、弁護士、会計士に対する報酬等の費用
- f. ワインの買付代金の送金、売却代金の受領、配当の送金に係る銀行手数料、その他の費用

#### ④匿名組合の設立費用

設立費用は、営業者の負担により行いますので、本ワイン投資ファンドの運用に割当てられた運用財産の中から徴収しません。

### 13. 運用状況報告

- (1) 本ワイン投資ファンドの投資家は、匿名組合の決算期末毎に純資産額、出資1口当たりの純資産額、資産配分状況、当該計算期間の貸借対照表及び損益計算書、当該計算期間中及び運用開始以来の販売・解約・償還件数・資産増減及び配当の状況を記載した運用状況報告書を、金融商品取引業者から受領できる権利があります。
- (2) 本ワイン投資ファンドは、投資家に運用状況報告書を配付いたします。運用状況報告書は、毎年9月30日付けの財務諸表を2ヵ月以内に作成し、速やかに交付するものとします。
- (3) 運用状況報告書に記載される貸借対照表及び損益計算書に対しては、監査法人による監査は行いません。

### 14. 資産評価

#### (1) 出資1口当たりの純資産の計算方法

匿名組合の決算期末時点における全資産から全負債を控除した価額を純資産とします。計算方法は後述の「17. 中途解約及び買取り(3)」に準じますが、中途解約や償還時と異なり、帳簿価額をベースとして算出します。

#### (2) 純資産額の計算期間

運用状況報告書の計算期間は、前年10月1日から決算日の9月30日迄の1年間とします。但し、初年度は運用開始日より2012年9月30日迄とし、又、最終年度は2018年9月30日以前に償還された場合はその償還日迄とします。

#### (3) 純資産額の投資家への通知方法

運用状況報告書は、書面にて投資家宛に郵送、手渡し又は電子的配信手段（投資家が承諾された場合に限り）により、交付いたします。

### 15. 償還及び繰上償還

運用期間満了後、速やかにその時点における前述「12(2)②」の成功報酬、ワイン売却時に要する「12(2)③」のネゴシアン等への手数料等負担すべき費用を控除した後の時価ベースでの純資産額を出資総口数で除し、これに投資家の出資口数を乗じて得た額を償還金とし、満了日より3ヵ月以内に、投資家が予め指定する銀行口座にユーロ建てで送金することにより、償還します。但し、営業者が業務遂行不可能又はこれに準ずると判断した場合、投資家に書面による通知をもって、繰上償還又は本ワイン投資ファンドの解散を行う場合があります。この場合には、運用期間満了時と同様の方法により償還金を算出すると共に、繰上償還日より3ヵ月以内に、投資家が予め指定する銀行口座にユーロ建てで送金することにより、償還します。

### 16. 譲渡に関する事項

本ワイン投資ファンドは、相続、遺贈、破産その他これらに準ずる場合の譲渡を除き、直接他の投資家に譲渡できません。又、営業者の書面による事前の承認がない場合は、第三者に対して担保提供できません。

## 17. 中途解約及び買取り

本ワイン投資ファンドは、運用開始から1年経過以降、書面による中途解約の申し出又は金融商品取引業者による買取り（以下「買取り」という）により、換金できます。買取りは、当該買取りを申し出た投資家に販売を行った金融商品取引業者である株式会社 ヴァンネットが行います。（但し、金融商品取引業者に倒産、廃業、その他やむを得ない事情がある場合は除きます。）尚、中途解約及び買取りには差異はなく、双方とも換金額は同額になります。

### (1) 解約単位

10口単位以上とします。但し、部分解約は中途解約後の残存口数が10口以上あることが必要です。

### (2) 解約基準日

運用開始日から1年経過日以降の毎四半期末日（休日の場合、直前営業日）とします。

### (3) 解約償還金の計算方法

解約償還金は、解約基準日における前述「12(2)②」の成功報酬、ワイン売却時に要する「12(2)③」のネゴシアン等への手数料等負担すべき費用を控除した後の時価ベースでの純資産額から組合財産留保金として同純資産額の3%を控除した金額を出資総口数で除し、これに投資家の出資口数を乗じて得た価額（以下「解約元本」という）から、解約手数料を差し引いた金額とします。

### (4) 解約手数料

解約に際して投資家は、運用開始からの経過期間に応じて、営業者に対し、次の解約手数料を負担することになります。

① 3年以内の解約 解約元本の3.15%（消費税込み）

② 3年超5年以内の解約 解約元本の2.10%（消費税込み）

尚、解約された場合、営業者に支払われた解約基準日の属する決算期迄の組合運営報酬（年間、ユーロ転換後の出資金額の1.75%）は返還されません。

### (5) 解約申込期間

解約基準日の直前営業日から起算して15営業日前迄とします。

### (6) 解約申込方法

所定の解約申込書を金融商品取引業者にご提出ください。

### (7) 解約償還金の支払方法

解約基準日から起算して3ヵ月以内に、投資家が予め指定する銀行口座にユーロ建てで送金することにより支払います。送金手数料は投資家の負担とします。

### (8) 買取り

本ワイン投資ファンドは運用開始日から1年経過日以降、金融商品取引業者は買取りを行うことができます。尚、買取り基準日が運用開始日から1年経過日以降の毎四半期末日（休日の場合、直前営業日）であることを除き、条件等は全て中途解約に準じます。

### (9) 中途解約又は買取りに係る注意事項

① 中途解約又は買取りを行った場合、元本確保ができない可能性があります。

② 中途解約又は買取りを行った場合、解約償還金は解約基準日における純資産額をもとに算出されるため、直近の運用状況報告書記載の純資産額に比べて増減することがあります。

③ 中途解約又は買取りを行った場合、解約（買取り）申込日から解約（買取り）基準日までの期間における純資産額が増減することがあります。

④ 中途解約が多発した場合、当初予定していた運用を行うことができなくなる恐れ及び運用そのものを行うことができなくなる恐れがあります。

⑤ 営業者は、本ワイン投資ファンドの運営上必要とした場合、中途解約を中止若しくは延期することがあります。

## 18. 裁判管轄権

本ワイン投資ファンドの管轄裁判所は、東京地方裁判所の専属管轄権に属するものとします。

住所：東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番4号

## 19. 投資家の権利及び責任の範囲に関する事項

(1) 投資家は、商法第153条及び542条の規定に基づき、営業者に対し、営業年度終了後の営業時間内に匿名組合の貸借対照表の閲覧及び業務・財産の状況を確認する検査権があります。又、投資家は、7営業日前迄に金融商品取引業者に以下の書類の閲覧を希望することにより、金融商品取引業者の通常の営業時間中に閲覧できます。

- ①本ワイン投資ファンドに係わる約定書類（ワイン買付約定書、ワイン保管約定書、ワイン売却約定書）のうち、営業者が必要と認めた範囲内の書類
  - ②その他営業者が必要と認めた書類
- (2) 商法第536条の規定に基づき、匿名組合契約により出資された財産は営業者に帰属します。
  - (3) 投資家は、営業者が匿名組合財産の運用を行うことから生じる第三者との債権債務には直接の関係を有しません。
  - (4) 匿名組合財産が損失により減じた場合、投資家は、出資比率に応じて損失を分担していただくことになります。但し、損失の分担額は当初の出資金を限度とします。
  - (5) 投資家は、匿名組合契約に基づき、匿名組合の財産から生じた収益の分配を受ける権利及び匿名組合終了時において、出資比率に応じて償還金を受領する権利を有します。又、収益の分配若しくは償還金の支払いは、投資家が、予め指定する銀行口座にユーロ建てで送金することにより支払います。

## 20. 書類の閲覧

投資家は、金融商品取引業者の営業所において、本ワイン投資ファンドの運用状況報告書を通常の営業時間内に直接閲覧ないしコンピューター画面で閲覧でき、又、当該業者の業務及び財産の状況を記載した書面を通常の営業時間内に閲覧できます。

## 21. 公租公課

本ワイン投資ファンドからの利益又は損失の分配金、若しくは本ワイン投資ファンドの受益権を譲渡した場合、匿名組合契約期間満了前に中途解約した場合、繰上償還した場合又は匿名組合契約が終了した場合の利益又は損失の分配金及び償還差額金の課税上の取扱いは、下記の通りです。

### (1) 個人投資家

利益の分配金及び償還差額金は、雑所得として総合課税されます。但し、損失が生じた場合、その損失の分配金は出資の減少として認識されるため、匿名組合のその損失発生事業年度以後の事業年度で利益が生じた場合にその利益で出資の欠損額をてん補し、なお余りある利益についてのみ、利益の分配金として雑所得として総合課税されます。

### (2) 法人投資家

利益又は損失の分配金及び償還差額金は、益金又は損金として通常の法人税率により課税されます。

## 22. 個人情報取扱い及び利用目的の特定

本ワイン投資ファンドは、投資家と匿名組合契約をするにあたって取得した個人情報については、取り扱う個人情報に関する情報の漏えい、滅失又はき損の防止等を図るため、個人情報に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について十分に組みつつ、以下に掲げる利用目的の範囲内で取扱いをいたします。但し、法令に基づく場合、又は人の生命、身体又は財産の保護等のために必要がある場合には、当該利用目的の範囲を超えて利用する場合がありますので、ご了承下さい。

尚、利用目的を変更した場合には、変更された利用目的を書面でお知らせいたします。

- (1) 運用状況報告書、支払調書及び、パンフレットの各種送付物の発送
- (2) 配当金、中途解約償還金及び償還金の支払いの際の振込み手続き
- (3) イベント等の各種案内の発送



## D 本ワイン投資ファンドの構成員

### 1. 金融商品取引業者

- (1) 会社名：株式会社 ヴァンネット
- (2) 住所：〒141-0032 東京都品川区大崎4丁目1番2号
- (3) 代表者：北田朝雪
- (4) 登録番号：関東財務局長（金商）第1577号
- (5) 資本金：1,000万円
- (6) 主要株主：北田朝雪、高橋 淳、松井由和、株式会社 タックス・マネジメント・コンサルティング
- (7) その他の事業の種類：(明細)
  - ①商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業
  - ②投資事業組合財産の運用及び管理
  - ③酒類、清涼飲料水の輸入及び販売
  - ④酒類の製造
  - ⑤食料品の輸入及び販売
  - ⑥日用雑貨品の輸入及び販売
  - ⑦不動産の売買
  - ⑧前各号に附帯する一切の業務

### 2. ワイン投資ファンド運用業者（営業者）

営業者（運用業者）は株式会社 ヴァンネットであり、前述の金融商品取引業者と同一です。概要については、前述の1をご参照下さい。

## E リスク・ディスクロージャー・ステイトメント

本ワイン投資ファンドの性格を十分にご理解いただいた上で、ご参加ください。

### 1. ワイン現物取引の投機性

本ワイン投資ファンドはワインの現物取引を行い、市場価格の変動による値上がり益を追求するものであり、先物取引は一切行いませんが、ワインの現物の価格は内外の政治情勢、経済動向、天候、作柄その他様々な要因によって変動するため、収益を予め予測することは非常に困難です。

### 2. ワイン現物取引の資金の運用効率

先物取引と異なり、現物取引では実際に買付けたワイン相当額の代金決済を行うため、ワインマーケットの価格変動により利益がもたらされる一方、損失を被ることがあります。

### 3. ワイン現物取引の流動性

ワインマーケットでの売買は相対取引であり、取引価格の合意が条件であるため、ワインの買付若しくは売却について取引相手が見つからず取引が成立しないことがあります。

### 4. 関係業者の信用

買付・売却先等本ワイン投資ファンドの取引関連者が倒産した場合、買付・売却に伴う資金の一部又は全額の回収ができない場合があります。

### 5. 運用方法

営業者は、ワインマーケットの状況の分析、プリムールワインの作柄のリサーチ等の上でワイン現物取引を行いますが、この手法が確実に利益を生むとは限りません。

### 6. 為替の変動

資産の全部又は一部が外貨建てで運用されるため、為替変動により収益・損失が増減する等の影響を受けることがあります。

### 7. 元本の確保

本ワイン投資ファンドは元本及び収益を保証するものではありません。出資金総額は積極運用により高収益の追求を目指しますが、運用次第では投資元本が全く償還されない可能性もあります。

### 8. 法制及び税制の変更

フランス共和国及び日本の法制並びに税制等に変更があった場合、本ワイン投資ファンドの運用成績に悪影響を与える可能性があります。その変更によっては、運用を行うことができなくなる場合もあります。

## 連絡先

本ワイン投資ファンド、契約締結前書面、匿名組合契約の内容等については、下記にお問い合わせください。

名 称：株式会社 ヴァンネット

代表者：北田朝雪

本 店：〒141-0032 東京都品川区大崎4丁目1番2号

電話番号：03-5436-1860

FAX 番号：03-5436-1887

## 取扱場所

名 称：株式会社 ヴァンネット

代表者：北田朝雪

本 店：〒141-0032 東京都品川区大崎4丁目1番2号

電話番号：03-5436-1860

FAX 番号：03-5436-1887